

土地改良施設機能診断事業	事業主体 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
--------------	-------------	--------------------------

趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

事業内容

- 1) 外観及び分解検査による劣化度合の測定・評価
- 2) 施設診断カルテ及び整備補修年次計画の作成（必須）
- 3) 小規模な整備補修

※事業実施期間 平成15年度～平成24年度

採択基準

- ・土地改良事業等で造成した受益面積20ha以上の施設（頭首工、揚水機場等）
- ・1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設機能診断事業	-	30	30	40	市町村が30%以上助成する場合に限る